

6) 許可を必要とする時点

外為法及び外為令に規定する役務取引許可、特定記録媒体等輸出等許可を必要とする時点は役務通達1(4)に定められています。これをまとめると以下の通りです。

① 役務取引許可（外為法第25条第1項の規定に基づく許可）

- 貨物の形による技術データを提供する場合
(文書やUSBメモリー、CD-ROM等の記録媒体に搭載されている場合等)

その貨物の取引の相手方に対する引き渡しより前の時点

- 技術支援又は貨物の形によらない技術データを提供する場合

これらの技術の居住者（特定国において提供する場合に限る。）又は非居住者若しくは特定類型に該当する居住者に対する提供より前の時点

ただし、上記「役務取引許可」を受けずに当該取引に係る技術の輸出等を行う場合には、上記の時点に達していない場合であっても、次の②で示す時点において「特定記録媒体等輸出等許可」を受ける必要がありますので、ご注意下さい。

② 特定記録媒体等輸出等許可（外為令第17条第3項の規定に基づく許可）

- USBメモリー等記録媒体での技術の持出し

外国に向けた特定記録媒体等の船舶又は航空機への積み込みより前の時点

- 電子メール等での技術の送信

特定国において受信されることを目的とした、電気通信による特定技術を内容とする情報の電気通信設備からの送信より前の時点

参照Q & A（第V章）：Q1-6～9、17（「許可を必要とする時点」関連）